

報告第 13 号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

佐野市長 金子 裕

専決第 1 1 号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和 8 年 6 月 1 7 日に佐野市金井上町 2 2 3 3 番地で発生した車両損傷事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和 8 年 7 月 6 日

佐野市長 金 子 裕

1 損害賠償額 5 8, 3 4 4 円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金を車両修繕費として支払い、今後本件に関して債権債務のないことを相互に確認する。

3 相手方の所在地、名称及び代表者

広島県広島市中区鉄砲町 7 - 1 8

タイムズモビリティ株式会社

ビジネス企画本部サービス管理部長 村 上 瑞 恵

専決第 1 1 号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	車両損傷事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和 8 年 6 月 1 7 日 午前 8 時 5 1 分頃 場所 佐野市金井上町 2 2 3 3 番地
3 発生時の状況	駐車場から退場する際、市有自動車を後退させたところ、市有自動車の右後方バンパーが駐車中の相手方車両の右後方バンパーに接触した。
4 相手方	所在地 広島県広島市中区鉄砲町 7 - 1 8 名 称 タイムズモビリティ株式会社 代表者 ビジネス企画本部サービス管理部長 村 上 瑞 恵
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 5 8 , 3 4 4 円
6 和 解 日	令和 8 年 7 月 6 日
7 略 図 駐車場内	